

＼人事・労務ご担当者様へ／

射水市が運営する勤労者向け福利厚生サービス

射水市ゆとりライフ互助会

射水市ゆとりライフ互助会は、市内の中小企業・商店等を対象に、各事業所単位では整えにくい福利厚生の充実を目的として市が運営し、働く方の労働福祉の向上と人材の確保・定着を支援しています。

共済給付事業

結婚・出産・入学のお祝い金や、
永年勤続のねぎらい金、
傷病・災害時の見舞金を支給。
※詳細は裏面をご覧ください。

互助会で全労済に団体加入。
個人加入より充実した共済サービス。

福利厚生事業

日帰りのバスツアーやランチ会、
ボウリング大会などを実施。



健康管理事業

インフルエンザ予防接種および
人間ドック受診に対する助成。
※詳細は裏面をご覧ください。

各種助成事業

市関連施設や浴場をお得に利用
できる助成券の配布、各種イベ
ントチケットの割引販売。

助成券一覧



会員
募集中！

月額

従業員ひとり

400円

資格

射水市内の中小企業に勤務する
従業員と事業主の方（個人事業主も可）
※事業所単位での加入となります

＼申込み・お問い合わせはこちら／

射水市ゆとりライフ互助会（事務局：射水市商工企業立地課）

射水市三ヶ2602番地 アル・プラザ小杉2階（Switch IMIZU内）



0766-51-6675



kigyoun@city.imizu.lg.jp

ゆとりライフ互助会
ホームページ



《 射水市ゆとりライフ互助会共済給付金 》

共済給付事業（令和 7 年度時点）

※請求期間…慶弔事由発生から3年間有効です（毎月15日締切）。

共済事由		共済金額(円)	必要な添付書類	
①死亡 後遺障害	会員本人 ★疾病を原因として死亡した場合に限る	65歳未満 50,000 65歳以上 25,000	<ul style="list-style-type: none"> 死亡診断書(写) 受取人と会員との関係を証明する書類 例) 戸籍謄本(写) 喪主の場合は葬式会葬礼状・新聞の訃報記事でも可 その他、全労済が提出を求める書類 (交通事故証明書など) 	
	不慮の事故による死亡	50,000		
	疾病による重度障害	等級表による	<ul style="list-style-type: none"> 後遺障害診断書 (他の保険会社/共済団体の所定書式を含む) 不慮の事故の証明書(交通事故証明書など) 	
	不慮の事故による後遺障害			
②死亡弔慰金	配偶者	20,000	<ul style="list-style-type: none"> 対象者との続柄および死亡が確認できる書類 例) 戸籍謄本(写) ※死亡の記載があるもの 喪主の場合は葬式会葬礼状・新聞の訃報記事でも可 	
	子(会員の子及び子の配偶者等)	10,000		
	親(会員及び配偶者の実父母等)	10,000		
	住宅災害による同居親族の死亡	10,000		
③傷病休業	14日以上の上の休業	10,000	<ul style="list-style-type: none"> 事業主の休業証明書または診断書(写) 	
④住宅災害 (対象者が現に 居住する建物)	火災等	最大 100,000	<ul style="list-style-type: none"> 業者修理見積書・請求書 その他、全労済が提出を求める書類 	
	自然災害	最大 30,000		
⑤その他慶事	結婚	10,000	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本(写) 	
	子供の出生	10,000	<ul style="list-style-type: none"> 会員との続柄が確認できる書類 例)・住民票(写) ・健康保険証(写) ・母子手帳の出生届出済証明(写) 	
	子供の就学 (小学校・中学校入学時)	10,000	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証(写) 母子手帳の出生届出済証明(写) 	
	還暦祝 (満60歳)	10,000	<ul style="list-style-type: none"> なし ※誕生日が過ぎたらご請求ください 	
	結婚 記念祝	銀婚祝・25周年	5,000	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本(写)
		金婚祝・50周年	10,000	
	勤続祝金	勤続10年	8,000	<ul style="list-style-type: none"> 事業主の勤続証明書 <p>※支払事由の確定日は該当する勤続期間の応当日の前日となります。 (例: 2013年4月1日就職で勤続10年の場合、 事由確定日は2023年3月31日)</p>
		勤続15年	10,000	
		勤続20年	10,000	
		勤続25年	10,000	
勤続30年		10,000		
勤続35年		10,000		
勤続40年	10,000			

健康管理事業（令和 7 年度時点）

請求事由		助成額	必要な添付書類
健康管理事業	インフルエンザ予防接種助成 (会員本人のみ)	1,000	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種の領収証(写) (インフルエンザ予防接種と明記されているもの) 人間ドック受診の領収証(写) (人間ドックを受診したことが明記されているもの)
	人間ドック受診助成 (会員本人のみ)	3,000	

※健康管理事業は令和7年度からの試行実施事業です。そのため、利用状況や予算の執行状況に応じて、内容の変更や受付終了となる場合がございます。最新の情報は、ホームページにてご確認をお願いいたします。

※各請求書は、ゆとりライフ互助会のHPからダウンロードできます。